

平成 18 年 7 月吉日

市町村長・一部事務組合長殿

廃PETボトル再商品化協議会

「使用済みPETボトルの指定法人ルートへの円滑な引渡しをお願い」

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

市町村並びに事務組合の皆様におかれましては、平素より容器包装リサイクル法に基づき分別収集・保管という大変手間のかかる役割を果たされていることに関しまして、私ども廃PETボトル再商品化協議会会員一同、心から御礼申し上げます。

さて、当協議会は使用済みPETボトルの再生処理事業者 41 社により本年 3 月 1 日に発足致しましたが、発足以来、主務官庁をはじめ関係諸団体の皆様に対して「使用済 PET ボトルの不適正輸出をなくし、これまで、市町村(分別収集)・再商品化事業者(リサイクル処理)・利用事業者(有効活用)一体となり構築してきた国内循環システムを最大限に有効に活用して頂きたい」という要望を繰り返し行なって参りました。これは、「いわゆる独自の契約による委託ルートの中で、使用済みPETボトルが違法性の高い方法で海外輸出されるなど、リサイクル名目にも関わらず不適正処理が行われている」と言われている現状や、その影響で「年月を掛けて構築してきた国内循環システムが急速に崩壊しつつあり、現在輸出されている使用済みPETボトルが経済環境の変化により輸出不可能になった場合の受け皿としても機能し得なくなりつつあること」などに危機感を強めた当協議会会員の声を主務官庁並びに関係諸団体の皆様に対して訴えかけたものであります。

この当協議会からの要望に呼応したかのように、本年 6 月 15 日付の官報において「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」と「再商品化のための円滑な引渡し」という大きな柱が追加された改正容器包装リサイクル法が公布され、衆議院・参議院の環境委員会において「国内のペットボトル等のリサイクル体制の確保を図るため、市町村によるペットボトル等の安易な輸出を抑制するための措置を講ずること」を趣旨とする付帯決議がなされたことは皆様もご承知のことと存じます。

わが国の循環型社会を構築し次の世代へ引き継いでいくためには、これまで容リ法で築き上げてきた持続可能な「安全・安心と質の高い国内循環システムである指定法人ルート」を維持していくことが不可欠でございます。

市町村並びに事務組合の皆様においては、長期的視点でご理解を頂くとともに是非とも、ゴミである使用済みPETボトルの再資源化についてはトレーサビリティが明確で安全・安心が担保できている「指定法人ルート」への引渡しをして頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

また、平成 18 年度は使用済み P E T ボトルの再商品化の委託において、その大半が有償入札になりましたが、それに伴い(財)日本容器包装リサイクル協会から、有償分の拠出については、入札において有償となった使用済み P E T ボトルを協会へ引渡した各市町村に対して、それぞれの落札価格に応じて拠出することが適切とのご案内が届いていると思います。しかしながら、これでは同じ数量を協会に委託しても落札価格によって市町村が受け取る拠出金に差が生じますし、輸送コストの掛かる地域や離島等で有償取引が行えない市町村においては、同じ役割を果たしているにも関わらず、配分がないなど不公平な拠出方法となっていると考えます。

容器包装リサイクル法の中で、市民や市町村の皆様は、分別・収集・保管という大切な役割を果たされている訳ですから、有償入札における資金拠出はその対価として、役割に応じて公平に配分される必要があります。すなわち、今年度の落札結果を受けて私ども事業者が支払う金額の予定である 26 億円は、「指定法人ルートにおける各市町村が協会へ委託する数量に応じた金額」で指定法人に再生処理委託をした全ての市町村に配分されるべきだと考えています。そのうえで来年度以降の運用をどうしていくのか・分別の徹底された市町村などには、インセンティブの効いた高い比率で拠出金の配分を行うなど・を煮詰めていくことが必要ではないかとの議論も行いつつあります。

当協議会としては、容器包装リサイクル法において、大切な役割・責任を果たしていらっしゃる全ての市町村に対して努力が報われるような仕組み作りがおこなわれるよう、引続き主務省庁や関係諸機関に働きかけて参りますので、当協議会の活動にご理解・ご支援を賜りたく重ねてお願い申し上げます。

敬具

参考資料

- 1．廃 P E T ボトル再商品化協議会について（名簿添付）
- 2．改正容器包装リサイクル法の概要（産業構造審議会資料より）
- 3．改正容器包装リサイクル法の「付帯決議」（産業構造審議会資料より）
- 4．環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部からの事務連絡（中央環境審議会資料より）
- 5．財団法人日本容器包装リサイクル協会からの連絡（中央環境審議会資料より）
- 6．新聞・雑誌報道記事

平成 18 年 3 月 1 日に設立した「P E T ボトル再商品化事業者協議会」（仮称）を「廃 P E T ボトル再商品化協議会」に改名しました。